

(案)

神戸市消防局  
映像系システム（高所監視カメラ系システム）  
構築・運用保守業務  
委託仕様書

令和6年

神戸市消防局

目 次

1	本業務の背景と目的	5
1.1	背景と目的	5
1.2	本業務の方向性	5
1.3	期待される効果	6
1.4	高所監視カメラ系システムと指令システムとの連携	6
2	本業務の内容	6
2.1	調達範囲	6
2.1.1	システム構築に係る調達範囲	6
2.1.2	システム構成	6
2.2	調達計画	6
2.2.1	委託契約の期間	6
2.2.2	構築スケジュール	7
2.2.3	システム切替期間及び開発・構築業務の履行完了期限	7
2.3	システム構築方針	7
3	高所監視カメラ系システムの概要	8
3.1	基本条件	8
3.1.1	使用条件	8
3.1.2	映像信号及び音声信号規格条件	8
3.1.3	ヘリコプター映像無線伝送装置規格条件	9
3.2	概要と外部接続	9
3.2.1	高所監視カメラシステム	9
3.2.2	ヘリコプターテレビ画像電送システム	9
4	機能要件	10
4.1	業務機能要件	10
4.1.1	調達対象となる業務の一覧	10
4.1.2	機器仕様の一覧	10
4.1.3	使用性・操作性要件	10
4.2	他システム連携要件	10
5	非機能要件	10
5.1	前提条件	10
5.1.1	システム利用時間	10
5.1.2	システム利用者および規模	11
5.2	非機能要件	11
5.3	移行要件	11
5.3.1	システム移行	11
5.3.2	本番環境への移行・切替作業	11
6	運用保守要件	11

7	業務委託要件	11
7.1	プロジェクト管理要件	11
7.1.1	構築計画書の策定	11
7.1.2	業務管理	12
7.1.3	定例報告会の設置	12
7.1.4	受託者の体制	12
7.2	高所監視カメラ等設置作業	13
7.2.1	業務監督員	13
7.2.2	施設管理者	13
7.2.3	現場代理人及び主任技術者等	13
7.2.4	本件工事に係る業務内容	14
7.2.5	本件工事にかかる提出書類等	15
7.2.6	設計変更等	16
7.2.7	社会保険への加入義務	16
7.2.8	施工体制台帳及び施工体系図	18
7.2.9	再委託先による工事請負	18
7.2.10	損害保険等	18
7.2.11	建設業退職金共済制度等	19
7.2.12	工事実績情報の登録	19
7.2.13	産業廃棄物等の処理	19
7.2.14	アスベスト事前調査・処理	19
7.2.15	工事標示板等の掲示	20
8	研修要件	20
9	開発工程の成果物	21
10	検査	22
10.1	一般事項	22
10.2	完成検査	22
10.3	完成検査合格	22
11	契約不適合責任	22
12	関連法規等	22
13	官公庁並びに関係機関等への諸手続き	23
14	その他	23
14.1	システムの特許等	23
14.2	回線の契約	23
14.3	機密の保持	23
14.4	検収	24
14.5	請求	24
14.6	疑義	24
14.7	その他	24

(案)

- (別紙 2 - 1) 機能要件一覧
- (別紙 2 - 2) 機器仕様一覧
- (別紙 2 - 3) 運用保守要件
- (別紙 2 - 4) 障害発生時の保守サービスレベル水準 (SLA)
- (別紙 3) 機器員数表【参考資料】
- (別紙 4) アスベスト調査結果一覧
- (別紙 5) 高所監視カメラ系システム機器設置場所一覧

# 1 本業務の背景と目的

## 1.1 背景と目的

近年、複雑・多様化する災害に対し、自治体の対応力の向上が求められる中、消防活動の実施にあたっては、初期段階からの災害実態の詳細な把握が最も重要である。神戸市消防局消防指令・情報システム（以下「指令システム」という。）が119番通報を起点に消防活動に必要な情報の集約等を担う一方、災害現場の映像情報を迅速に収集し、集約して提供する映像系システム（いわゆる「災害時オペレーションシステム」をいう。）もまた、災害対応活動を適切に実施する上で重要な役割を担っている。

本市は、令和9年度から三田市の消防指令事務を受託することを予定しており、両市の適切な消防活動につながるよう、神戸市域だけでなく三田市域にわたる災害映像情報をも収集し、集約して提供する必要がある。このため、令和8年度末に現行の映像系システムが保守期限の終了を迎えることを端緒に、新たな発想のもとに、システムを全更新し新規に開発・構築整備する必要がある。

現行の災害時オペレーションシステムは、高所監視カメラやヘリコプターテレビ伝送システムからの映像、現場活動隊からの映像、指令システムの消防・救急の活動状況表示等を、指令管制室の大画面に表示させる部分までを包括し、映像系システム全般を業務対象としている。

しかしながら、「責任分界点が明確であること」、「包括調達したとしても、高い専門性から再委託業務となる可能性が高いこと」、「調達時期をずらすことで機器保管費用等の縮減が見込まれること」等の事情を踏まえると、各事業範囲を分離して調達・構築する方が合理性・経済性は高くなると考えられる。このため、指令センター内の大画面システムは指令システムの調達範囲内に含める一方、各種映像の撮影、映像の伝送、映像配信等については、「高所監視カメラ系システム」と「映像配信システム」に事業を分離し、更新事業を実施していくこととする。

本仕様書は、災害時オペレーションシステムのうち、高所監視カメラ系システム（以下「本システム」という。）に関する下記の委託業務の内容について定める。

- (1) 高所監視カメラの設置整備
- (2) 設置した各高所監視カメラによる映像撮影
- (3) ヘリコプターテレビカメラ（別調達、以下「ヘリテレ」という。）画像受像装置の設置整備
- (4) 撮影・受像した映像情報の伝送と集約、
- (5) 集約した映像情報の提供
- (6) 各高所監視カメラ、ヘリテレ受像装置及び映像伝送・集約・提供システムの運用・保守業務

本システムは、各高所監視カメラ及びヘリテレが災害地点周辺を撮影し、撮影した映像情報を指令センターや現場指揮所等に提供することにより、効率的な災害実態の把握と、早期段階での効果的な消防活動を実現することを目的に整備するものである。

## 1.2 本業務の方向性

前項に示した本システムにかかる業務（以下「本業務」という。）を実施する上で、配慮すべき方向性は、下記のとおりである。

- (1) 高所監視カメラは、指令システムが提供する災害地点の位置情報を基に、災害地点方向にカメラを旋回させるとともに、災害地点付近の状況を把握できる映像画質を確保する必要がある。
- (2) 効率的な整備・運用に向け、高所監視カメラ系システムと映像配信システムが、それぞれ

(案)

担う業務を効率的に整理し分離する必要がある。

- (3) 高所監視カメラ系システムで撮影・受像する災害地点付近の映像は、各関係機関に伝送する必要があるため、災害状況を可能な限り明瞭に把握できなければならない。
- (4) 撮影され集約された映像情報は、個人情報の取扱い等に配慮して取扱わねばならず、適切な形式で適切な経路を用い、適切に提供されなければならない。

### 1.3 期待される効果

- (1) 高所監視カメラシステム等に特化した開発・構築整備及び運用保守によるコスト効率の向上の実現。
- (2) 高所監視カメラシステム等に特化することによる効率的かつ合理的で安定的な運用の実現。

### 1.4 高所監視カメラ系システムと指令システムとの連携

高所監視カメラ系システムは、下記のとおり、指令システムと連携させなければならない。

- (1) 指令システムが取得した災害地点の緯度経度情報を受領し、当該緯度経度情報に従い当該地点方向に高所監視カメラを旋廻させ、当該地点を画面中央となるよう撮影すること。
- (2) 高所監視カメラシステムで取得した映像を、神戸市危機管理センター4階に設置する指令センター（以下「指令センター」という。）内に設置する、指令システムのマルチディスプレイ装置において、指定画面に投影すること。
- (3) (2) 記載のマルチディスプレイ装置上に投影した映像を録画できること。

## 2 本業務の内容

### 2.1 調達の範囲

#### 2.1.1 システム構築に係る調達範囲

本システムの構築に係る調達範囲には、本システムの構築にあたり必要な設計作業、工事作業、本システム利用に必要な機器類及びソフトウェア資産の調達を含めるものとする。また工事の設計に際し、高所監視カメラ及びヘリテレ画像受像装置の設置場所について強度計算が必要な場合には、設計作業に当該強度計算作業を含めること。

機器類を使用する上で必要なソフトウェアは、利用者が問題なく本システムを利用できるよう、必要なライセンスや、その他の使用承諾を得ること。

#### 2.1.2 システム構成

本システムは、下記により構成する。

システム名	システム名	機能
高所監視カメラ系システム	高所監視カメラシステム	高所に設置したカメラで市内を撮影する
	ヘリコプターテレビシステム	防災ヘリ・消防ヘリの各ヘリテレからの映像を危機管理センターへ送信する。

### 2.2 調達計画

#### 2.2.1 委託契約の期間

開発・構築に係る期間及び運用保守期間については、下記のとおりとする。

なお、本システムは、令和14年度に、機器類更新及びプログラムの時点更新等を目的とする中間更新事業（別途契約締結予定）を実施した上で、全体で10年間運用することを想定している。このため、本業務の実施にあたっては、中間更新及びその後の継続運用についても十分に配慮し、全運用期間にわたって効率的かつ経済的な運用保守業務が実現可能となるよう努めること。

(案)

システム名	業務内容	実施期間
高所監視カメラ系システム	開発・構築業務 (工事設計作業、機器類設置に必要な施設の強度計算作業及び機器類設置工事を含む。)	契約締結日(令和7年5月頃)から納品検査日(令和9年3月31日)
	運用保守業務	前期5年 (令和9年4月1日から令和14年3月31日まで)

### 2.2.2 構築スケジュール

本システムの構築スケジュールについては契約締結後、詳細は協議により決定するが、下記の通り想定する。

		R7 年度				R8 年度			
		1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
高所カメラシステム		★契約締結							★運用開始
	設計・開発	システム設計 機器調達		場内試験・検査 (適宜)					
	機器据付	機器調達					現地試験(適宜)		

### 2.2.3 システム切替期間及び開発・構築業務の履行完了期限

別事業で構築予定の新映像配信システム及び新消防指令・情報システムが、令和9年1月頃に仮稼働する予定のため、本システムも、仮稼働までのシステム切替えを目標とすること。

本業務のうち、開発・構築業務(高所監視カメラ等の設置に係る工事等を含む)の履行完了期限は令和9年3月31日とし、システムの切替え後から当該履行完了期限までの間を安定稼働見極め期間とする。履行完了後、令和9年4月1日から本番運用を開始すること。なお、安定稼働見極め期間中においても、本番同様の運用保守体制を設け、安定稼働見極め期間中の障害対応についても開発・構築整備業務内で対応すること。

## 2.3 システム構築方針

本システムは、下記に記載する方針に基づいて構築すること。

要件	内容
構築方針	<ul style="list-style-type: none"><li>システム稼働後5年間は利用可能な(サポートが行われる)技術・言語を使用すること。本システムにて採用される各機器は、可能な限り、予め型式の共通化を行う等の構成をとること。</li><li>将来的に映像音声入力数及び出力数の変更等が生じた際に、軽微な変更操作等で対応できるよう、可能な限り、拡張性を備えた構造・構成とすること。</li><li>指令システム更新業務、指令センター及び機械室他の庁舎工事な</li></ul>

(案)

	ど、関係する工事工程に合せた工程を遵守し、構築・開発業務を実施すること。 ・映像配信システムおよび指令システムと連携、連動し、親和性の高いシステムを構築すること。 ・各装置は、可能な限り、コンパクト化・低消費電力化・低騒音化を図り、連続稼働に耐える信頼性を有すること。なお、本システムの稼働に問題ないと受託者が判断する場合には、既存の配線等を活用することも許容する。
工程管理	・全体スケジュールや工程を管理すること。 ・先行他都市での構築業務にて、実績ある工程管理の手法を用いること。
ソフトウェア	・本システムの構築において、必要となるソフトウェア（ファームウェア、ミドルウェア等を含む。以下同じ。）に関しては、受託者が準備すること。

### 3 高所監視カメラ系システムの概要

#### 3.1 基本条件

##### 3.1.1 使用条件

###### (1) 定格

連続定格とすること。

###### (2) 周囲条件

ア 屋外設置装置については下記による。

周囲温度  $-10^{\circ}\text{C}\sim+50^{\circ}\text{C}$

相対湿度 35%~90%相対湿度

耐風速 60m/sec

構造 防塵防滴構造とすること（台風等の暴風雨の影響を受けないレベルとすること）。

イ 屋内設置装置については下記による。

周囲温度  $0^{\circ}\text{C}\sim+40^{\circ}\text{C}$

相対湿度 25%~75%(35 $^{\circ}\text{C}$ )

ウ 電源条件

供給電源 電圧：AC100V $\pm$ 10%（单相2線式）

周波数：50Hz/60Hz

###### (3) 落雷対策

ア 屋外装置

落雷時、装置が受ける影響を最小限にとどめるよう、避雷設備等により、防護対策を講ずること。

イ 屋内装置

屋内の機器類設置に際しては、落雷により発生する電位差を回避するため、適切な箇所に SPD（低圧サージ防護デバイス：避雷器）を設け、必要な場合には絶縁素材（ベークライト等）を用いて通電を阻止すること。

##### 3.1.2 映像信号及び音声信号規格条件

本市は主に HDMI 方式のモニタを使用しているため、映像及び音声信号はこれらのモニタに



(案)

て検知できる規格で伝送すること。

なお、HDMI 方式以外の規格を排除するものではない。

### 3.1.3 ヘリコプター映像無線伝送装置規格条件

本装置は、ARIB 標準規格『テレビジョン放送番組素材伝送用可搬形 OFDM 方式デジタル無線伝送システム』(ARIB STD-B 33) 1.4 版 第 3 章に記されるメーカー間互換性規定に準拠すること。また、同規定に示される簡易スクランブル機能を標準装備すること。

## 3.2 概要と外部接続

### 3.2.1 高所監視カメラシステム

#### (1) 概要

高所監視カメラ装置は屋外カメラ部 (HDTV カメラ:1 箇所(ワールド)/HD 一体型カメラ:7 箇所(東クリーンセンター(仮)・畑山・鈴蘭・雌岡・鉢伏・三田市役所南分館・兵庫中央病院))、ローカル制御伝送回線部、指令センターに設置するカメラ映像受信装置・カメラ制御装置等から構成すること。なお、神戸市東クリーンセンター(仮)、三田市役所南分館及び兵庫中央病院の高所監視カメラは新設箇所である。

また、現在設置している高所監視カメラ装置設備は、撤去して廃棄すること。なお、摩耶基地局には高所監視カメラは設置しないが、旧高所監視カメラの撤去及び廃棄作業を実施すること。ただし、三田市役所南分館及び兵庫中央病院は、本調達による新規設置であり、撤去の必要はない。

撤去及び廃棄については、7.2.13 を参照すること。

#### (2) 他装置との接続

高所監視カメラ装置は以下の装置と接続を行い、動作すること。

##### ア 映像配信系システム

災害地点を撮影した映像を映像配信系システムへ伝送すること。

##### イ 消防指令・情報システム

消防指令・情報システムから、災害地点の緯度経度情報 (X、Y 座標) を受け取り、高所カメラ制御装置で当該災害地点から 5km 半径内に設置された高所監視カメラを自動選択し、選択した高所監視カメラのカメラレンズを当該災害地点方向に向けること。

また、撮影した映像を、消防指令・情報システムの映像制御装置に向けて出力し、消防指令・情報システムにおいて映像情報として投影できるようにすること。

##### ウ デジタル式ヘリコプターテレビ電送装置

本仕様書のデジタル式ヘリコプターテレビ電送装置により取得した、ヘリコプターの機体位置情報を追跡し、制御装置の画面地図上に表示できること。

### 3.2.2 ヘリコプターテレビ画像電送システム

#### (1) 概要

デジタル式ヘリコプターテレビ画像電送装置は、受信基地局設備 (鉢伏・畑山) 及び消防局設備から構成すること。

なお、現在設置しているヘリコプターテレビ画像電送システム設備は、撤去して廃棄すること。

撤去及び廃棄については、7.2.13 を参照すること。

#### (2) 回線構成

デジタル式ヘリコプターテレビ電送装置の回線は以下により構成する。また、電送信号は総務省消防庁が定める「ヘリコプターテレビ電送装置用映像信号多重化データ伝送標準」

(案)

に準拠すること。

ア 既存設備の神戸市消防局機上設備のカラーカメラからの災害映像、操作員等による災害概要説明の音声情報（以下「災害画像情報」という。）及び位置情報データ等を受像する15GHz帯受像回線。

イ 既存設備の神戸市消防局機上設備と受信基地局設備との音声連絡（以下「連絡無線音声」という。）を行う400MHz帯無線装置。

ウ 受信基地局設備と消防局設備間（各中継所と消防局）の災害画像情報、連絡無線音声の電送及び機器の遠隔操作を行う既存ネットワークとの接続。

## 4 機能要件

### 4.1 業務機能要件

#### 4.1.1 調達対象となる業務の一覧

本システムが備えるべき機能の要件は、「(別紙2-1)機能要件一覧」のとおりとする。

#### 4.1.2 機器仕様の一覧

本業務で新たに設置する機器の仕様要件の下限を「(別紙2-2)機器仕様一覧」のとおりとする。ただし、別の機器を用いて別紙2-1記載の機能を実現することを妨げない。

また、現行システムをもとに「(別紙3)機器員数表」を参考資料として作成しているが、あくまで参考資料であり、拠点数に依存する機器の員数以外の数値は、参考数値とすること。

#### 4.1.3 使用性・操作性要件

要素	要件
画面構成	機器類を操作するために必要な制御装置の画面は、操作実施にあたり、業務を効率的に行えるように配慮した画面構成、画面遷移、入出力操作方法であること。
インターフェース設計	画面構成、画面遷移、入出力操作方法は一貫性を持たせること。

### 4.2 他システム連携要件

本システムは、以下のシステムとの連携を行う予定である。

連携先	情報等	方向
消防指令・情報システム	災害発生点の緯度経度	受信
消防指令・情報システム	高所監視カメラ映像、ヘリコプターテレビ映像	送信 (指揮台付近に設置するディスプレイ及び大画面表示モニターへの表示)
兵庫県防災情報システム (フェニックスシステム)	高所監視カメラ映像	送信

## 5 非機能要件

### 5.1 前提条件

#### 5.1.1 システム利用時間

稼働時間については、平日、土日祝祭日を問わず、0:00から24:00の利用を想定すること。

(案)

### 5.1.2 システム利用者および規模

システム利用者は、本市及び三田市の全消防職員（神戸市：約 1、600 名、三田市：約 120 名）である。

## 5.2 非機能要件

本システムの非機能要件については、下記のとおりとする。

要件	対象	内容
継続性要件	稼働率	年間のシステム稼働率は、99%以上を目標とすること。ただし、障害とは、指令センター内の本システムの業務の大半が遂行不可となった事象を対象とする（高所監視カメラの一部の故障等は、稼働率の算定対象としない。）。
セキュリティ要件	セキュリティポリシー等	本システムの構築・運用に際しては、本市の「神戸市情報セキュリティ基本方針」及び「神戸市情報セキュリティ対策基準」等のセキュリティ関連規程の内容を遵守すること。
試験要件	総合試験、運用試験、連携試験	本業務において必要な各種試験については、試験計画書を作成して試験を実施すること。 各種試験で障害が発生した場合、必要に応じて本市に報告すること。また、原因を解明して対策を行うこと。

## 5.3 移行要件

### 5.3.1 システム移行

システム移行については、既存システムから本システムへの移行に必要な期間を明示すること。なお、可能な限り移行期間を短縮すること。

### 5.3.2 本番環境への移行・切替作業

本システムの本番稼働に際して、必要な切替作業を実施すること。

## 6 運用保守要件

運用保守に係る要件は、「（別紙 2-3）運用保守要件」に定める。

## 7 業務委託要件

### 7.1 プロジェクト管理要件

#### 7.1.1 構築計画書の策定

本書に基づき、本システムの構築に必要な受託者内の具体的な体制、想定スケジュール、品質管理方針、管理方法を記載した構築計画書を作成し、本市に提出すること。

(案)

### 7.1.2 業務管理

管理項目	管理内容
進捗管理・工程管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・構築計画の想定スケジュールに基づき、進捗管理及び工程管理を実施すること。</li><li>・受託者は、想定スケジュールと各時点の進捗状況の差を把握し、進捗状況について、定例報告会において本市に報告すること。</li><li>・進捗及び想定スケジュールに是正の必要がある場合は、原因及び対応策を明らかにし、是正後の計画を策定し本市に報告すること。</li></ul>
品質管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・構築計画書に記載した品質管理方針に基づき、品質管理を実施すること。</li><li>・受託者は、品質管理の状況を適宜本市に報告すること。なお、報告の時期は本市と協議して決定すること。</li><li>・品質及び品質管理に是正の必要がある場合は、その原因と対応策を明らかにし、是正計画を策定し本市に報告すること。</li></ul>
課題管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・本システムの構築において、進捗やその後の工程に影響を及ぼす事象が発生した場合には、課題として管理し、原因と対応策について本市に報告すること。・課題発生時には、本市と協議のうえ、対応方法を確定し、課題が解決するまで継続的に管理すること。</li></ul>
変更管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・詳細仕様確定後に、仕様の変更が必要になった場合、受託者は、対応に必要となる日数及び工数等について、本市に報告し、対応方針について協議して決定すること。</li></ul>

### 7.1.3 定例報告会の設置

受託者は、本システムの開発・構築業務の進捗及び工程を管理する会議体として、定例報告会を設置すること。定例報告会に際しては、必要書類を会議開催までに作成し、事前に本市に提供するとともに、会議終了後、会議内容を書面で本市に提出すること。なお、規定した以外の会議が必要な場合は、適宜必要な会議を開催すること。

会議体	実施内容
定例報告会	<p><b>【目的】</b> 本システムの構築の進捗・工程管理を実施すること。</p> <p><b>【参加者】</b> 本市、受託者（構築管理者、必要に応じて各責任者）</p> <p><b>【開催時期】</b> 開催時期は本市との協議して、決定すること。</p> <p><b>【報告書類】</b> 進捗・工程管理報告書、課題管理報告書、変更管理報告書、工程表、その他必要と思われる報告資料等</p>

### 7.1.4 受託者の体制

受託者は本システムの構築について、確実に履行できる体制を設け、下記のとおり担当職員を配置すること。ただし、高所監視カメラ・ヘリテレ受像装置設置作業（工事部分）については、7.2記載のとおりとする。

なお、担当職員を変更する際は、変更後の要員のスキルが前任者と同等以上であるよう担保すること。

担当者	必要な能力・知識	内容
-----	----------	----

(案)

担当者	必要な能力・知識	内容
構築管理者 (業務遂行責任者)	構築業務管理能力	・構築計画・詳細設計を策定し、構築業務全体を統括するとともに、すべてにおいて責任を有する者とする事。 ・本システムの設計・開発、試験、品質の向上に資する管理能力を有すること。 ・政令指定都市の消防業務に関する知識を有すること。 ・当該者が事故等により本業務を遂行できない状況が生じた場合、当該構築管理者と同等の能力を有する要員を配置すること。
	ネットワークに関する知識	ネットワーク等の専門知識を有すること。
	ハードウェア構成設計能力	ハードウェアの専門知識を有すること。
品質管理者	品質管理能力	自社の品質管理規準に従い、第三者的かつ客観的に、本業務全般の品質を監査し、評価・改善する能力を有すること。
チームリーダー	調整能力	・本業務構築、試験、現行システムからの移行及び研修において、本市担当部署と調整を行うこと。 ・同種・同規模の実務経験を5年以上有すること。

## 7.2 高所監視カメラ等設置作業

### 7.2.1 業務監督員

本市は、本業務のうち、高所監視カメラ及びヘリテレ受像機（以下「カメラ等」という。）の設置場所現地設置作業（以下「本件工事」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項及び地方自治法施行令第167条の15第1項に基づく監督を行う『業務監督員』（委託契約約款第21条第2項の「監督員」をいい、委託契約約款中「監督員」とあるのは、「業務監督員」と読み替える。）を配置し、受託者に通知する。業務監督員を変更する場合も同様とする。

受託者は本市業務監督員との協議に応じるとともに、その指示に従うこと。

### 7.2.2 施設管理者

本件工事に係るカメラ等の設置場所の施設管理者は、神戸市消防局総務部施設課とする。

・神戸市消防局総務部施設課

神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所危機管理センター

電話 078-331-0307

### 7.2.3 現場代理人及び主任技術者等

受託者は、委託業務のうち、本件工事施工期間中においては次の各号に掲げる者を定めて本件工事の現場に設置し、仕様書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を本市に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

なお、構築管理者、現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(案)

現場代理人は、本件工事施工期間中の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うこと。ただし、本市が、現場代理人の工事現場における運営及び取締りに支障がなく、かつ、本市との連絡体制が確保されると認めた場合は、現場代理人が現場に常駐することを要しないことができる。

現場代理人及び監理技術者等の途中交代はできない。ただし、甲が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 現場代理人
- (2) ア 主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項の工事の場合には専任の技術者。以下同じ。）
  - イ 監理技術者（建設業法第 26 条第 3 項の工事の場合には専任の技術者。以下同じ。）
  - ウ 監理技術者補佐（建設業法第 26 条第 3 項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）
- (3) 専門技術者（建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。）

#### 7.2.4 本件工事に係る業務内容

- (1) 設計業務
  - 本件工事の実施に必要な設計を行い、設計図書等を作成すること。設計業務には、次の内容を含めることとする。
    - ・設計のための事前調査業務（強度計算を含む）
    - ・設計図書、計算書の作成業務
    - ・その他付随する業務（調整、報告等）
  - ア 設計範囲
    - 本仕様書及び別紙類に記載の範囲
  - イ 本件工事内容
    - ①「3 高所監視カメラ系システムの概要」及び「（別紙 2-1）機能要件一覧」を満たすよう、機器類の更新を行うこと。
    - ②本件工事の実施にあたり、必要に応じて配管配線の更新及び追加を行うこと。ただし既設流用を妨げない。
    - ③作業時に必要な仮設（足場等）について、計画立案の上、設計図書に反映させること。
  - ウ 提供資料（※現存分に限る）
    - ・図面
    - ・強度計算書
- (2) 施工業務
  - (1) の設計図書に基づき、本件工事の施工を行うこと。施工にあたっては、下記内容を実施すること。
    - ア 施工計画書を作成し、業務監督員に提出し、承諾を得てから現場作業に着手すること。なお、施工計画書には下記の内容を記載すること。
      - ①作業時間、工程表（施工手順）
      - ②仮設計画（粉じん対策等）、緊急連絡先、安全配慮に関すること。
      - ③試験計画（電圧等）を作成すること。
      - ④施工計画書チェックリストに基づき作成すること。
      - ⑤その他業務監督員の指示に基づくこと。
    - イ 施工条件
      - ①作業時間（準備・片付けを含む。）は、平日 9 時から 17 時とし、原則として、土・日祝日は作業しないこと（週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に努めること。）。ただし、事前に業務監督員の承諾（夜間・休日作業届による。）を受けた場合は、こ

(案)

の限りではない。

- ②本件工事の実施にあたり、カメラ等の設置場所に本市職員の立合いが必要な場合は、事前に施設管理者に申し出て、日時等を調整すると共に、業務監督員に報告すること。なお、工程表は検収の所管課にも提出すること。
- ③騒音・振動が発生する工事の施工については、事前に施設管理者に申し出ること。
- ④カメラ等の設置場所の水、電源等の仕様は原則として有償とする。ただし、業務監督員と協議の上、無償となる場合には、必要最小限の使用量とすること。
- ⑤カメラ等の設置場所における電灯盤改修の際には、施設管理者に対し、事前に停電範囲、停電時間について説明すること。また、設置場所内の既設の他の機器類への影響について協議すること。
- ⑥カメラ等の設置場所の関係者や構造物、備品等に傷害・損害等を与えないように十分留意すること。万一、傷害・損害等を与えた場合には、速やかに業務監督員及び施設管理者に報告するとともに、受託者の負担と責任において対応すること。
- ⑦施工にあたり、工事中であることを現地の適切な位置に標示するとともに、工事関係者は腕章を着用し、工事関係車両にも掲示すること。また必要な場合には仮囲い等を設け、市民・通行者等の安全に配慮すること。
- ⑧資材置き場等の工事ヤードの確保については、施設管理者と調整すること。

#### 7.2.5 本件工事にかかる提出書類等

本件工事にかかる業務の各工程段階で、下記の資料を紙及びデータ（PDF等）により、業務監督員に提出すること。

- (1) 業務着手時
  - ・業務責任者通知書 1部
  - ・業務工程表 1部
- (2) 設計業務実施前（設計業務実施時）
  - ・再委託承諾願（協力企業がある場合） 1部
  - ・業務打合せ記録簿（指示、承諾、協議等） 1部
  - ・借用書（借用物がある場合） 1部
  - ・設計成果品（設計図面、機器仕様、各種計算書） 1式
- (3) 施工業務時
  - ・現場代理人等 設置通知書（監理技術者、主任技術者） 1部
  - ・再委託（下請負）について施工体系図又は履行体系図によることに関する事前通知書 1部【再委託がある場合】
  - ・再委託（下請負）届出書 1部【再委託がある場合】
  - ・施工体系図 1部
  - ・施工計画書 1部  
（アスベスト除去工事がある場合は、石綿処理工事施工計画書も必要）
  - ・作業工程表（毎週末に翌週の工程表を提出） 1部
  - ・夜間・休日作業届、長期休暇緊急連絡先（必要に応じて作業前まで） 1部
  - ・使用材料カタログ、機器仕様書等 1部
  - ・アスベスト事前調査報告書（現場に看板を設置すること） 1部
  - ・アスベスト施工記録報告書（※アスベスト除去作業があった場合） 1部  
（施行計画書、工事記録及び工事写真、産業廃棄物処理記録、施工調査等記録等）
- (4) 本件工事業務期間中適宜
  - ・打合せ簿 1部
  - ・施工体制台帳 1部

(案)

- (5) 本件工事完成時
- ・ 本件工事業務完了通知書 1 部
  - ・ 完成図書 (内容は次項による) 1 式

(6) 本件工事に関する完成図書

ア 完成図

実施設計書は完成図を添えて完成図書として提出すること。なお、完成図には工事完成時の最終状態を正確かつ明瞭に記載すること。完成図の標準の構成は下記のとおりとし、詳細は業務監督員と協議すること。

- ①各設備系統図
- ②配置図
- ③各階平面図及び凡例
- ④各部詳細図
- ⑤配線図
- ⑥機器姿図等
- ⑦その他

イ 本件工事の完成図書に含めるもの

本件工事の完成図書は、後述する「開発工程の成果物」記載の内容に加え、下記の書類を含めること。

- ①設計条件資料
- ②関係官公署届出書控、検査証
- ③緊急連絡先一覧
- ④その他保守上必要な書類 (アスベスト調査結果、PCB含有等)

### 7.2.6 設計変更等

本仕様書に定める業務を達成するため必要な施工作业は、本業務に含めるものとするが、本業務に関連する追加・変更の施工作业と認められる作業は、本市と受託者の協議の上、設計変更の対象とすることができる。

当該施工作业の変更により、受託者に追加費用又は損害が発生したときは、負担方法について本市と受託者が協議する。この場合に、受託者は当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を本市に提出すること。またこの協議は打合せ簿により行う。

### 7.2.7 社会保険への加入義務

(1) 届出

本件工事の実施においては、受託者は次の各号に掲げる届出をしていなければならない。ただし、当該届出の義務がない者を除く。

- ア 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号) 第 48 条の規定による届出
- イ 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 27 条の規定による届出
- ウ 雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号) 第 7 条の規定による届出

(2) 契約の解除

本件工事にかかる業務において、受託者が (1) 各号に掲げる届出をしていないときは、本市は契約を解除することができる。

(3) 再委託先の社会保険加入義務等

- ア 受託者は、第 1 項に掲げる届出をしていない建設業者 (建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険未加入建設業者」という。) を再委託先としてはならない。
- イ アの規定にかかわらず、受託者は、下記に掲げる再委託先の区分に応じて、各区分に定める場合は社会保険未加入建設業者を再委託先とすることができる。



(案)

①受託者と直接委託契約を締結する再委託先であって、下記のいずれにも該当する場合

- a 当該社会保険未加入建設業者を再委託先としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると本市が認める場合
- b 本市が指定する期間内に当該社会保険未加入建設業者が(1)各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することができる書類(以下「確認書類」という。)を、受託者が本市に提出した場合

②①に掲げる再委託先以外の再委託先であって、下記のいずれかに該当する場合

- a 当該社会保険未加入建設業者を再委託先としなければ、工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると本市が認める場合
- b 本市が受託者に対し確認書類の提出を求める通知をした日から30日(本市が、受託者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、受託者が当該確認書類を本市に提出した場合

ウ 本市は、受託者が社会保険未加入建設業者と直接委託契約又は下請契約を締結したときは、契約を解除することができる。ただし、イに規定する場合を除く。

エ ウにより契約を解除した場合、受託者は本市の請求に基づき、本件工事にかかる契約金額(契約締結後、本件工事にかかる契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とする。)の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、本市が指定する期間内に本市に支払わなければならない。

オ 受託者は、下記に掲げる場合は、本市の請求に基づき、損害発生の有無に関わらず、違約罰として、当該各区分に定める額を、本市が指定する期間内に支払わなければならない。

- a 社会保険未加入建設業者がイ①に掲げる再委託先である場合において、同aに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受託者が同bに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき(ただし、ウの規定により契約解除した場合を除く。)

受託者が当該社会保険未加入建設業者と締結した委託契約又は下請契約の最終の契約金額の10分の1に相当する額

- b 社会保険未加入建設業者がイ②に掲げる再委託先である場合において、同aに定める特別の事情があると認められず、かつ、受託者が同号bに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき(ただし、ウの規定により契約解除した場合を除く。)

当該社会保険未加入建設業者がその注文者と締結した委託契約又は下請契約の最終の契約金額の100分の5に相当する額

カ 受託者がエ及びオの額を本市が指定する期間内に支払わないときは、受託者は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を本市に支払わなければならない。

キ 受託者が共同企業体である場合は、上記ア～カの規定中「受託者」を「受託者又は受託者の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

ク キの場合に、受託者が解散されているときは、本市は受託者の代表者であった者又は構成員であった者にエ、オ及びカの規定による支払いの請求をすることができる。この

(案)

場合に、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯してエ、オ及びカの額を本市に支払わなければならない。

ケ ア〜クの規定は、本市の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

#### 7.2.8 施工体制台帳及び施工体系図

再委託契約を締結した場合は、「施工体制台帳等の作成にあたって（神戸市技術管理委員会編集）」を参照し、作業員名簿を含む施工体制台帳を作成し、本件工事現場に備えるとともに、作成したものの写しを本市に提出すること。（作業員名簿は、国土交通省ホームページに掲載されている作成例を標準様式とする。）また、同様に施工体系図を作成し、講習及び工事関係者の見やすい場所に掲示すること。

#### 7.2.9 再委託先による工事請負

再委託先等・再々委託先等が建設業法に定める工事請負を下請負として履行する場合は、委託契約約款第2条第2項の規定にかかわらず、あらかじめ受託者が本市に対し、「再委託（下請負）について施工体系図または履行体系図によることに関する事前通知書」及び「再委託（下請負）届出書」により通知すること。当該通知に基づき、下請負受注者は当該工事請負に関する下請負人について「施工体系図」により本市に届けることができる。工事の進行により施工体系図に変更があった場合にはその都度速やかに届出を行うこと。

また、施工体系図に記載された再委託先・下請負人につき著しく不相当と認められるものがあるときは、本市は受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるよう請求することができる。当該再委託先・下請負人（二次以下の再委託先・下請負人も同様）が本契約の内容について不履行や契約不適合等があった場合には、受託者が本市に対する債務不履行や契約不適合責任等を負う。

#### 7.2.10 損害保険等

本件工事にかかる損害保険等は、以下の内容以上の条件により付するものとする。保険契約を締結したときは、その写しを業務監督員に提出すること。

(1) 保険種目

建築工事（基礎工事を含む）及び付帯設備工事を対象とする「建設工事保険（又は組立保険）」、第三者賠償責任損害を担保する「請負業者賠償責任保険」

(2) 保険契約者

本件工事受託者（本契約の乙とすること。）

(3) 被保険者

本市、本件工事受託者（本契約の乙）、関係再委託先（工事再委託先、リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む。）

(4) 保険期間

本件工事業務着手時から本件工事完了時までの期間とする。

(5) 保険金額又は填補限度額

建設工事保険（又は組立保険）は、受注金額全額（解体撤去工事を除く）

請負業者賠償責任保険の対人賠償保険金額は、1名1億円以上かつ1事故5億円以上、対物賠償保険金額は1事故1億円以上

(6) 特約条項の付帯

建設工事保険（又は組立保険）は「水災危険担保特約条項」、請負業者賠償責任保険は「被保険者間交差責任担保特約条項（Both-way）」及び「請負業者管理者特約条項（管理下財物に関する特約）」

#### 7.2.11 建設業退職金共済制度等

- (1) 建設業退職金共済制度の対象労働者を建設業退職金共済制度加入労働者数報告書により把握後、制度に加入（自社独自の共済制度があり、建退協対象の作業員を雇用しない場合は除く。）し、その掛金収納書（発注者用）等の写しを契約締結後1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、契約締結後原則40日以内）に、甲に提出しなければならない。
- (2) 工事期間中は受払簿又は掛金充当書を作成し、甲から請求があつた場合は提示しなければならない。
- (3) 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、甲から請求があつた場合は提示しなければならない。

#### 7.2.12 工事实績情報の登録

- (1) 受注額が500万円以上の場合は、工事实績情報システム(CORINS/コリンズ)に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し、業務監督員の確認並びに発注者情報の記入を受けた後に（一財）日本建設情報総合センター(JACIC)に登録申請を行い、登録完了後、「登録内容確認書」を業務監督員に提示すること。
- (2) コリンズに登録する請負金額は、本件工事施工業務を含む全受注金額とし、工期は全業務期間とする。

#### 7.2.13 産業廃棄物等の処理

##### (1) 廃棄作業

受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他の関連法令に基づき、構築・設置作業の実施に際して発生した廃棄物及び産業廃棄物について、本市と協議の上、適法かつ安全、確実に廃棄すること。受託者が関連法令に基づく業務執行上の許認可(不要機器に係る指定・認定制度の適用も含む)を得ていない場合には、受託者は当該許認可を得ている業者（以下「廃棄作業受託者」という。）に廃棄作業を一部、または、全部を再委託することができる。ただし、再委託に際しては約款に基づく承認を得ること。

##### (2) 産業廃棄物の処理

産業廃棄物は、分別解体等の上、搬入施設へ所定の手続を行い、搬入すること。なお、費用はすべて受託者の負担とする。産業廃棄物は廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに、電子マニフェストを使用した場合は受渡確認票又はダウンロードしたデータの写し、紙マニフェストを使用した場合はE票を担当者に提示すること。

##### (3) PCBの含有確認（微量含む）

コンデンサ等を撤去する場合には、PCB含有の有無を確認し、その結果を調書（機器型式、数量、確認方法、結果一覧、根拠資料等で構成）にまとめ、構外搬出前に本市に提出して確認を受けること。PCB含有が判明した機器は構外搬出せず、関係法令を遵守して適切に取扱い、適切な容器に収め、本市が指定する場所に整理・集積すること。

##### (4) 水銀使用製品産業廃棄物の処理

蛍光灯等、水銀使用製品産業廃棄物については、適切な処理を行うこと。

#### 7.2.14 アスベスト事前調査・処理

- (1) 大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号、以下「石綿則」という。）その他石綿処理に関する諸法令等に基づき、本件工事の施工を行うこと。また、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和6年2月改正）」、「建築物石綿含有建材調査者講習標準テキスト」、「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2018」

(案)

等を参考とすること。

なお、本件工事にかかる庁舎の石綿調査結果については、「(別紙4)庁舎アスベスト調査結果一覧表」を参考にすること。

(2) 機器設置工事に際し、法令に基づく石綿調査が新たに必要になった場合には、受託者の責任において調査を実施し、法令に基づき所感労働基準監督署に報告すること。

(3) 分析による石綿含有の調査を行う場合は、「建材中の石綿綿含有率の分析方法について」(厚生労働省労働基準局長通知平成18年8月21日基発第0821002号、最終改正令和3年12月22日基発1222第17号)に基づき、定性分析を行うこと。なお分析調査は、下記のいずれかの資格を有する者が行うこと。

ア 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるAランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者

イ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)」の修了者

ウ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」

エ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」

オ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

(4) 石綿含有成形板の除去処理工事

石綿含有建材の除去においては、石綿則に従い、切断、破砕等することなく、そのまま建築物等から取り外すこと。技術上、困難な場合には、業務監督員と協議すること。また、湿潤化、隔離等の措置は、石綿則に従って行うこと。

(5) 「事前調査の結果」等の掲示

ア 大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿則に基づく事前調査の結果の掲示

事前調査を行った場合には、大気汚染防止法、石綿則に基づき、事前調査の結果を工事現場の公衆の見やすい場所に掲示すること。

イ 石綿則に基づく掲示

石綿等がない場合であっても、石綿則に基づき、石綿ばく露防止対策等の実施内容を、作業現場の見やすい場所に掲示すること。なお、掲示にあたっては、「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について」(厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知平成17年8月2日付け基安第0802001号)を参考に、関係労働者のみならず、周辺住民にも周知すること。

#### 7.2.15 工事標示板等の掲示

(1) 現場作業にあたっては、建設業法で定められた表示(看板等)及び緊急連絡体制表を作業現場の見やすい場所に表示しておくこと。

(2) 業務名、業務期間、発注者、施工者、連絡先その他必要事項を簡明に示した標示板(900×600mmを標準)を作業現場の見やすい場所に表示すること。ただし、現場の状況により本市の指示があった場合には、大きさ・記載内容について変更する。

## 8 研修要件

開発計画に沿って、仮運用開始までに、研修が必要となる本市及び三田市職員に対して研修を行うこと。研修を実施するために必要となるシステム・端末の設定や講師の派遣等、研修に必要な一連の要素は受託者の負担にて準備すること。

(案)

項目	研修内容
システムの概要説明	システム概要等
システムの操作説明	システムの操作説明等、障害時復旧方法等
その他必要事項	その他、システムに関する必要事項等
研修環境	本番環境で行う。
研修場所	本市が準備する。

## 9 開発工程の成果物

成果物は、下記のとおりとする。提出は当該一覧の「納入時期」を目安に、本市が指定する場所に提出すること。

書面及び電子でそれぞれ1部納入すること。なお、電子データ提出時には、発注者が指定する納品書を合わせて提出するものとする。

工程	作成ドキュメント	内容	納入時期
構築計画	構築計画書	本業務を実施するための計画書	契約締結後 1カ月以内
実施設計	実施設計図書	受諾者が本市に対し提示する、本構築業務の具体的な設計内容が記されたもの	実施設計終了時
試験	試験仕様書	試験項目や実施内容をまとめたもの	試験前
	試験成績表	試験結果をまとめたもの	試験後
仮運用(システム移行)・本運用	取扱説明書	システムの操作手順をまとめたもの	仮運用前
	仮運用試験実施要領	仮運用時(システム移行時)および本運用前に、受託者が行う試験項目や実施内容をまとめたもの	仮運用開始前
	完成検査実施要領書	本システムの機能・性能等を確認するため、本仕様書、設計承諾図面等を基に、提出書類等の審査、機材等の指定照合、数量等の他、システムの総合的な動作試験等の実施要領についてまとめたもの	完成検査前
	完成検査実施結果報告書	仮運用での試験結果をまとめるとともに、本運用開始時に、受託者が本市の立合いのもとに行う完成検査結果をまとめたもの(本市指摘事項を含む)	完成検査後
	完成図書	システムの機器構成・仕様等をまとめたもの ※ただし、高所監視カメラ及びヘリテレ受像機の設置場所現地設置作業に関する完成図書は、7.2.●による。	本運用開始時

(案)

	マニュアル	本システムを操作する手順をまとめたもの	本運用開始時
プロジェクト管理	議事録	開発プロジェクトを運営するための各種書類	会議終了後 5 営業日内
	進捗報告書		定例会時
	課題報告書		定例会時
	障害報告書		定例会時

## 10 検査

本システムは、電気通信事業法等の関係法令に基づく検査に合格し、かつ委託契約約款第4条に基づく本市の検査に合格したものでなければならない。検査の際、本仕様・基準を満たしていない場合は、受託者は補修その他必要な追加作業を自己の負担により行うこと。

完成検査合格後、目的物を本市に引き渡すものとし、本市は14.5に規定する請求に基づき、委託料を支払うものとする。

### 10.1 一般事項

- (1) 受託者は完成検査（以下「検査」という。）に必要な書類等の提出を行うこと。
- (2) 検査実施時期は、設置作業程表において明確にし、工程管理を行うこと。
- (3) 検査時に、作業目的物の補修または改造の措置が必要であることが判明したとき、受託者は本市の指定する期日までに補修または改造の措置を終了し、その旨を本市に通知すること。
- (4) 事前準備等
  - ・ 機器電源投入前には機器間配線（絶縁、導通）の確認、点検及び清掃を行うこと。
  - ・ 検査は、動作状態を綿密に観察しながら機器付属の試験成績書と同等またはそれ以上となるまで繰り返して行うこと。
  - ・ 試験成績書には、試験に使用した測定器の名称・主要性能・製造会社名を記載すること。

### 10.2 完成検査

- (1) 検査要領等は「完成検査実施要領書」によって実施し、検査内容等は、本仕様書、設計承諾図面等を基に、提出書類等の審査、機材等の指定照合、数量等の他、システムの総合的な動作試験等を実施し、機能・性能等の確認を行うこと。
- (2) 検査における指摘事項等は、記録して完成検査実施報告書にまとめて提出し、改修等については本市の承諾を受けて実施すること。

### 10.3 完成検査合格

完成検査の合格をもって検査合格とする。

## 11 契約不適合責任

契約不適合責任に係る期間は引き渡し日から起算して1年間とし、不適合があった際には誠実に修補対応すること。

## 12 関連法規等

本仕様書に適用する次の法令（法律、政省令、関係規則及び審査基準を含む）及び規格等

(案)

は、本仕様書の一部をなすものであり、特に本市の指定のない限り最新版を適用とする。

- (1) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）
- (2) 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- (3) 建設業法（昭和 22 年法律第 100 号）
- (4) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (5) 電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和 40 年通商産業省省令第 61 号）
- (6) 日本工業規格（JIS）
- (7) 電子情報技術産業協会規格（JEITA）
- (8) 日本電気工業会標準規格（JEM）
- (9) 電気規格調査会規格（JEC）及びこれに類するもの
- (10) 電気設備工事共通仕様書（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- (11) 機械設備共通仕様書（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- (12) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (13) 公衆電気通信法およびこれに基づく政令並びに郵政省令
- (14) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (15) 神戸市が定める関係条例・規則等
- (16) 神戸市情報セキュリティポリシー
- (17) 個人情報保護に関する法律
- (18) その他関係法令等

## 13 官公庁並びに関係機関等への諸手続き

- (1) 本システムの受託者は、電気通信事業法等に定められた手続きに従い、本業務に必要な許可又は認可を受けなければならない。
- (2) 無線局の免許に対する申請、届出など諸手続きは、受託者において迅速かつ確実に処理すること。なお、その手数料は受託者が経費負担すること。
- (3) 構築および設備に必要な官公庁並びに関係機関等に対する申請、計画通知及び届出等の諸手続きは、7.2 に規定する工事に関連する手続きを含め、受託者において遅滞なく確実に行うこと。これらの手続きに要する費用、現場代理人及び主任技術者等は、受託者が負担すること。なお、官公庁並びに関係機関等に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を本市に申し出て協議すること。

## 14 その他

### 14.1 システムの特許等

本仕様書に基づき構築、設置する装置及びソフトウェアに係る特許権、実用新案権を含む一切の知的財産権については、受託者が全責任を負うものとする。

### 14.2 回線の契約

本業務において必要な回線の契約手続きおよび回線利用料の負担は、本市が行う。

### 14.3 機密の保持

本業務を遂行するうえで提示された各種の情報は、各種法令等及び本市の関係条例・規則等の定めに従い適切に管理すること。

(案)

#### 14.4 検収

本業務におけるシステム構築業務及び本市職員向け研修業務の期限は令和9年3月31日とし、履行確認後において本仕様書に定める完成検査の合格をもって本業務における本市が行う検収とする。

検収の所管課は、本市消防局総務部施設課とする。

神戸市消防局総務部施設課

神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所危機管理センター

電話 078-331-0307

#### 14.5 請求

本業務における受託者による本市への委託料の請求については契約時に締結される契約約款によるもののほか、本業務におけるシステム構築業務期間中に行われた検収の結果をもとに、受託者が本市に対して費用請求を行うものとする。

ただし、委託契約約款第6条の2の規定に基づき、受託者が前払いを請求できる額は、各年度の契約金額中、7.2.4記載の業務に係る費用の中で、設計業務の設計図書の作成は当該費用の3割以内、同施工業務は当該費用の4割以内とする。

#### 14.6 疑義

この仕様書に記載の無い事項又は疑義が生じた事項については、本市と受託者が協議のうえ決定するものとする。

- (1) 本仕様書に基づく作業等について疑義または規定のない事項が生じた場合は、直ちに作業を中止し速やかに本市と協議して本市の裁定に従うこと。
- (2) 本仕様書における解釈について、疑義または規定のない事項が生じた場合は、本市受託者が協議のうえ解決すること。

#### 14.7 その他

本システムの設置作業に際しては、消防指令・情報システム開発・構築整備・運用保守業務の受注者、および本市が別途調達する他システムの受注者と十分に協議を行うと共に、必要に応じてスケジュール調整、各種手続きを行なうこと。なお、これらの関係者との協議、調整、手続きに要する費用は受託者負担とする。